

# 公益財団法人 春秋育英会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人春秋育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、心身健全・学力優秀でありながら、経済的な理由により修学困難な学生生徒に対し、奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 我が国の大学等に在学する学生に対する奨学金の給与及び貸与並びに外国人留学生に対する奨学金の給与
  - (2) 奨学金の支給を受ける学生及び留学生の指導・助言
  - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人の前項の事業は日本国内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。
- 4 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産、基本財産とされている株式の分割により取得した株式、理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産は基本財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承諾を要する。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会で別に定める資産運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は代表理事が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経るものとする。その後、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出し、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出するものとする

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金並びに重要な財産の処分)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還

する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも同様とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第10条第4項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行なう。

2評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

#### （評議員の任期）

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等）

- 第16条 評議員には、各年度の総額が1,00,000円を超えない範囲内で、報酬等として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前第1項及び第2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

#### （構成）

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### （権限）

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 合併契約の承認、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第21条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

(定足数)

第23条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。  
2 議事録には、議長及び署名者として選出された評議員及び出席した理事計3名がこれに署名又は記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第28条 この法人に次の役員を置く。  
(1) 理事 6名以上12名以内とする。  
(2) 監事 2名以内とする。  
2 理事のうち1名を代表理事とする。  
3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。  
2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。  
3 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。  
4 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。  
5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。  
6 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。  
7 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 8 理事又は監事に異動があったときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

(理事の職務及び権限)

- 第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 業務執行理事は理事長を補佐し、理事会において別に定める職務権限規程によりその業務を遂行する。
  - 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

- 第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した役員任期の満了する時までとする。
  - 4 役員は、第28条第1項で定めた役員定員に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決に基づいて行うものとする。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第34条 理事及び監事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前第1項及び第2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(責任の免除及び限定)

第35条 一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な責任がない場合には、同法113条第1項に定める額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第38条 理事会は、毎年度通常理事会を2回開催し、必要に応じて臨時理事会を開催できる。

(招集)

第39条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(召集の通知)

第40条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、業務執行理事が議長の職務を代行する。

(定足数)

第42条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第44条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式にかかわる議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の承認を要する。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事または監事が理事会の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印する。

## 第8章 委員会

(委員会)

第48条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

## 第9章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散等

### (定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の3条、4条及び14条についても適用する。

### (合併等)

第51条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届けるものとする。

### (解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益目的取得財産残額の贈与の贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の処分)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 1 2 章 補則

(委任)

第 5 6 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は 二宮雅也（理事長）とする。また、業務執行理事は 森高敏明（常務理事）とする。



# 公益財団法人 春秋育英会 留学生奨学金規程

## 本会の事業並びに沿革

本会は、社会の発展と国民生活の向上は偏に教育の普及・充実にあるとの理念に基づき、昭和30年10月27日、当時、日本火災海上保険株式会社（現日本興亜損害保険株式会社）の支援の下に、財団法人春秋育英会を設立しました。以来、今日に至るまで奨学育英事業を通じ多くの有為の青年を社会に送り出して来ました。

逐年各国との国際交流は高まり、我が国への留学希望者が増加の一途を辿るなかで、本会は本規定の諸条件を備える外国人留学生に就学の機会を与え、教育の普及並びに国際交流の一翼を担おうとするものであります。

## 留学生奨学金給与規程

### 第1章 総 則

#### (目 的)

##### 第1条

この規程は、公益財団法人春秋育英会定款第4条に基づき、奨学金育英事業についての基本的な事項を定め、その業務の適正且つ正確な運営を図ることを目的とする。

#### (奨学生の資格)

##### 第2条

本会が学資を給与する者は次の各号に該当する外国人留学生とする。

- (1) 同一の大学学部で2年以上もしくは大学院で1年以上に亘り在学する私費外国人留学生で経済的援助を必要と認められる者
  - (2) 心身共に健康で、人物、学力共に勝れていること
  - (3) 原則として大学学部生は30才まで、大学院生は35才までとする
2. 本会から学資の給与を受ける者を奨学生と称し、給与する学資は奨学金と称する。

### 第2章 奨学生の決定及び奨学金の給与

#### (応募の手続き)

##### 第3条

奨学金志望者は、次の書類を一括して、在籍学校事務局を通じて定められた期日までに提出しなければならない。

- (1) 外国人奨学生願書（本人自筆）
- (2) 写真1枚：上半身近影 4cm×3cm(外国人奨学生願書に添付)
- (3) 推薦状(学長または学部長)
- (4) 保証書（原則として給与申請時点に大学へ届出している保証人）
- (5) 成績証明書
- (6) 在学証明書
- (7) 外国人登録証明書写（在留カード）

#### (奨学生の決定)

##### 第4条

奨学生は各年度の事業計画に基づき、理事会（選考会）がこれを選考後、在籍学校および本人に通知する。

2. 奨学生は「振込口座届」を提出しなければならない。
3. 首都圏在住の奨学生については当会にて面接を行う。

#### (奨学金及び交付方法)

##### 第5条

奨学金は、月額30,000円とする。

2. 奨学金は、1学年を4期分（一期は3か月分）に分けて、原則として本人指定のゆうちょ銀行口座に送金する。

(奨学金交付期間)

第6条

奨学金の交付期間は、原則として在学する学校の正規の修学期間とする

2. 修学の中途より奨学金を交付する場合は、残りの修学期間とする。

(継続時の手続き)

第7条

奨学金の継続を希望するものは毎年度終了後に「学業成績証明書」「奨学金継続願」「学校生活の報告」を提出しなければならない。

2. 首都圏在住の奨学生については毎年4月に当会にて面接を行う。

(終了時の提出物)

第8条

奨学金交付期間の最終年度の3月に「感想文」を提出しなければならない。

(奨学金の停止及び復活)

第9条

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の交付を停止する。

- (1) 在学する大学または大学院において、学籍を失ったとき
- (2) 病気その他の理由により、学業継続の見込みがないとき
- (3) 理由なく長期に亘り欠席したとき
- (4) 第2条第3号に違反したとき
- (5) 願書の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があつたとき

2. 奨学金の交付を停止された奨学生について、その事由が止んだと認められたときは、奨学金の交付を復活することがある。

(転学並びに転学部)

第10条

奨学生が転学並びに転学部したときは、原則として奨学金の交付を辞退したものとみなす。

(返納)

第11条

奨学生が留学生としてふさわしくない行為をした場合、または当会の定める規定に違反した場合は、奨学金の一部または全部を返済させる場合がある。

### 第3章 雑 則

(異動届出)

第12条

奨学生は次の事項について、その都度届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき
- (2) 停学その他の処置を受けたとき
- (3) 氏名、住所、連絡先電話番号、その他重要な事項の変更があつたとき

附則

本規程に定める留学生とは、原則として、東アジア、東南アジア諸国（含むインド）より留学する外国人留学生とする。

2. この規定の変更は、平成25年4月1日から施行する。尚、財団法人春秋育英会留学生奨学金規程は同時に廃止する。

但し、施行前から引き続き奨学生である者は、なお従前の例による。